

## 海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日

海陽町告示第 10 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、海陽町の第一次産業（農業・林業・漁業）に携わる新規就労者の受け入れに対して、予算の範囲内で海陽町みらいの担い手育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、海陽町補助金交付規則（平成 18 年規則第 33 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 年間を通じて町内で第一次産業を営む事業者であること。
- (2) 町内の第一次産業の担い手として従事することが見込まれる者（満 18 歳以上 60 歳未満の者。）を新たに雇用し、就業に必要な技術を習得させるための実践的な研修を行い得ること。ただし、国、県等の助成事業終了後、次年度において継続雇用する場合は、新規雇用したものとみなすものとする。
- (3) 原則として、雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること。
- (4) 本事業の就業生の人件費が、国、県、地方公共団体と重複して助成を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 町税に滞納がある場合
- (2) 海陽町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある事業体

### (事業実施期間)

第 3 条 事業の実施期間は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

### (補助金の額)

第 4 条 補助率は 1 / 2 以内とし、雇用者一人につき、月額 10 万円を上限とする。ただし同一補助対象者に対する補助金の交付は、第 2 条第 1 項第 2 号のただし書きにおいて、新規雇用したものとみなした場合を除き、毎年度審査を経て 2 回を限度に連続して交付することができるものとする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、第一次産業の担い手として新たに雇用した者に対し支払う給与とする。ただし、雇用した者は、町内に住所を有する者、または、町内に住所を有する予定である者に限るものとする。

(事業提案書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し、事業提案書(様式第1号)に次の書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 海陽町内の第一次産業の担い手として従事することを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による事業提案書の提出があったときは、事業計画等の説明を求めることができる。

3 町長は、事業計画による総合評価の結果等により補助金を交付する事業及び補助額を決定し、補助金を交付する者に対し、速やかに補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条第3項の規定により、補助金交付内定通知書を受け、当該補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 海陽町内の第一次産業に担い手として雇用したことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件及び指示事項を付して申請者にみらいの担い手育成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更申請)

第9条 補助金の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにみらいの担い手育成事業補助事業変更(中止・廃止)申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき
  - (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
  - (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき
- 2 補助金の申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 3 町長は、第1項の変更申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定を変更、又は取り消しすることができる。
- 4 町長は、第1項の規定により、補助金の変更申請書を受けたときは、みらいの担い手育成事業補助金変更承認書（様式第6号）により、必要な条件及び指示事項を付して当該申請者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、海陽町みらいの担い手育成事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 雇用者へ支払った給料の領収書、または、支払いを証する書類の写し
- (4) 雇用者の活動日誌
- (5) その他町長が必要と認める書類

#### （補助金の額の確定等）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、海陽町みらいの担い手育成事業補助金確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

#### （補助金の請求）

第12条 前条に規定する確定通知を受けた申請者は、海陽町みらいの担い手育成事業補助金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

#### （補助金の交付）

第13条 町長は、請求書を受理したときから1ヶ月以内に補助金を交付するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

海陽町長 殿

提案者 住 所

氏 名 ㊞

### 事業提案書

海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

### 記

#### 1 事業名

#### 2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 海陽町内の第一次産業に担い手として従事することを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

平成 年 月 日

殿

海陽町長

印

補助金交付内定通知書

海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、提出があった事業提案書について、補助金の交付が内定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付予定額 一金 円

3 補助金交付申請書の提出期日

海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第7条に規定する補助金交付申請書の提出期日は、平成 年 月 日です。

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

海陽町長 殿

補助申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 一 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 海陽町内の第一次産業に担い手として雇用したことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

海陽町指令産第 号  
平成 年 月 日

殿

海陽町長

印

海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することを決定したので、海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 一金 円

2 補助金交付条件等

- (1) 海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他

様式第5号（第9条関係）

平成 年 月 日

海陽町長 殿

補助申請者 住 所

氏 名

海陽町みらいの担い手育成事業補助事業変更（中止・廃止）申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、海陽町みらいの担い手育  
の中止（廃止）

成事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付の指令番号

平成 年 月 日付け海陽町指令産第 号

2 関係書類

- (1) 変更（中止・廃止）の理由書
- (2) 事業変更計画書
- (3) その他

殿

海陽町長

印

海陽町みらいの担い手育成事業補助金変更承認書

平成 年 月 日付け海産第 号により通知した補助金について、次のとおり補助金交付決定額を変更したので、海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

記

1 補助金の額	変更後	一金	円
	変更前	一金	円

2 補助金交付条件等

- (1) 海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他

様式第7号（第10条関係）

平成 年 月 日

海陽町長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

㊞

海陽町みらいの担い手育成事業補助金実績報告書

補助事業が完了したので、海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付の指令番号

平成 年 月 日付け海陽町指令産第 号

2 交付決定額 一金 円

3 関係書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 雇用者へ支払った給料の領収書、または、支払いを証する書類の写し
- (4) 雇用者の活動日誌
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

海 産 第 号  
平成 年 月 日

様

海陽町長

印

海陽町みらいの担い手育成事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった海陽町みらいの担い手育成事業補助金について、海陽町みらいの担い手育成事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

記

- 1 事業名 平成 年度 海陽町みらいの担い手育成事業
- 2 確定額 一金 円

